

イベント等の案内に関する広報の広報紙掲載基準について

イベント等の案内に関する広報は必要不可欠なものであり、積極的な広報活動をしなければならない。

しかし、「広報紙」は常に公平性・公共性を維持しなければならないと、他事業者の事業運営等に影響するような案内記事等を掲載すべきではないという視点から、これらに配慮した記事掲載の基準を定める必要がある。

また、平成20年度から広報紙での有料広告掲載を計画していることから、イベント等の案内に関する広報の取扱いについては、他民間事業者が行うイベント等や運営する類似施設等との関係から、一定の掲載基準を作成する必要がある。

よって、今後、イベント等の案内に関する広報紙への掲載については以下の取扱いとする。

イベント等の案内の広報紙掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発行する広報紙に掲載するイベント等の案内の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 広報紙に掲載することができるイベント等の案内の内容等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が主催・共催・後援・推薦しているもの
- (2) 市が指定する指定管理者が管理する施設において、指定管理者が行う自主事業のうち、学術・技芸の振興又は協働社会の形成促進を目的とする事業を行い、当該施設利用の活性化を図ろうとするもの
- (3) 市民等が主催するイベント等で、学術・技芸の振興又は協働社会の形成促進を目的とする事業であって、営利を目的としないもの
- (4) 市以外の公共的団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (5) 前各号に該当するもののほか、特に市民の便益に供すると判断できるもの

(広告の取扱い)

第3条 前条に該当しないイベント等の案内については、広告として取り扱うものとする。また、前条に該当するイベント等であっても、通常使用する範囲を超えて紙面を割き掲載する場合は、広告として取り扱うものとする。

附 則

この基準は平成20年2月28日から施行する。